第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	臨時特別給付金補助システムファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局企画管理課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務に使用する。	
記録項目	１統一コード、２カナ氏名、３氏名、４生年月日、５性別コード、６行政区コード、７世帯番号、８続柄区分、９現住所、１０郵便番号、１１住民でなくなった日、１２住民となった年月日、１３住民税の均等割額、１４生活保護受給世帯及び児童手当受給世帯に係る口座情報、１５給付対象区分、１６申請書情報、１７申請書出力情報、１８申請書受入情報、１９申請書不達情報、２０書類不備情報、２１申請受付情報、２２支給不支給決定情報、２３更新日時	
記録範囲	基準日（令和３年12月10時点及び令和４年６月１日時点）に尼崎市に住民登録している者	
記録情報の収集方法	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条１項及び尼崎市個人情報保護条例第８条第２項第２号に基づきデータを収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第60条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	価格高騰緊急支援給付金給付システムファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局企画管理課	
個人情報ファイルの利用目的	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付事務に使用する。	
記録項目	１統一コード、２カナ氏名、３氏名、４生年月日、５性別コード、６行政区コード、７世帯番号、８続柄区分、９現住所、１０郵便番号、１１住民でなくなった日、１２住民となった年月日、１３住民税の均等割額、１４生活保護受給世帯に係る口座情報、１５臨時特別給付金受給世帯に係る口座情報、１６給付対象区分、１７申請書情報、１８申請書出力情報、１９申請書受入情報、２０申請書不達情報、２１書類不備情報、２２申請受付情報、２３支給不支給決定情報、２４更新日時	
記録範囲	基準日（令和４年９月30日時点）に尼崎市に住民登録している者	
記録情報の収集方法	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条１項及び尼崎市個人情報保護条例第８条第２項第２号に基づきデータを収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第60条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	定額減税補足給付金システム給付金台帳ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局企画管理課	
個人情報ファイルの利用目的	尼崎市定額減税補足給付金（調整給付金）支給事業に係る問い合わせ対応、対象者の抽出、申請書等の送付、審査事務、支給決定及び支給実績の管理等のために利用する。	
記録項目	１行政区コード、２世帯番号、３行政区名、４申請書番号、５申請者個人コード（宛名番号）、６申請者氏名、７申請者カナ氏名、８申請者郵便番号、９申請者住所、１０送付先氏名、１１送付先カナ氏名、１２送付先郵便番号、１３送付先住所、１４申請者性別、１５申請者生年月日、１６申請者続柄、１７申請者情報区分、１８住民となった日、１９住民でなくなった日、２０電話番号、２１受付区分、２２振込先口座情報、２３給付金算定根拠、２４給付金支給額、２５振込日、２６不備状発行日、２７申請却下日、２８支給決定日、２９備考（対応記録）、３０給付金受取方法、３１代理区分、３２不備理由、３３不備修正方法、３４申請却下理由、３５最終更新日時	
記録範囲	尼崎市に住民登録した者及び令和６年度個人住民税課税対象者（申告による非課税対象者を含む）	
記録情報の収集方法	市民税課からの提供、情報提供ＮＷＳによる照会、本人及び代理人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	☑ 法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □ 有　☑ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国勢調査調査員名簿	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局法務部公文書管理・統計担当	
個人情報ファイルの利用目的	国勢調査を担う調査員の選出	
記録項目	１氏名、２性別、３生年月日、４住所、５電話番号、６メールアドレス、７国勢調査員の経験回数、８国勢調査員の従事年度、９連絡協議会名、１０福祉協会名、１１尼崎市職員であるか否か	
記録範囲	国勢調査の調査員従事者	
記録情報の収集方法	福祉協会からの推薦又は本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □ 有　☑ 無	
備考	―	

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	統計調査員希望者登録ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局法務部公文書管理・統計担当	
個人情報ファイルの利用目的	統計調査事務を担う調査員・指導員の選出や表彰事務	
記録項目	１氏名、２性別、３生年月日、４住所、５電話番号、６職業、７連絡先、８希望する調査地域、９調査可能地域、１０希望する時期、１１調査交通手段、１２登録経路、１３登録年月日、１４統計調査従事記録、１５研修実績、１６受賞実績、１７統計調査別従事回数早見表　１８備考	
記録範囲	調査員登録希望者	
記録情報の収集方法	調査員登録を希望する者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	□　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	☑　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □　有　　□　無	
備考	―	

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部市民課、市民窓口管理担当、阪神尼崎サービスセンター担当、JR 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするため。	
記録項目	<共通項目>１氏名、２生年月日、３性別、４世帯主の氏名、５世帯主との続柄、６住所、７その住所を定めた年月日、８届出年月日、９前住所、10転出先住所、11住民票コード、12個人番号、13作成事由、14除票事由 <日本人住民記載事項>15住民となった年月日、16本籍地、17筆頭者、18氏名の振り仮名 <外国人住民記載事項>19 外国人住民となった日、20 通称名、21 併記名、22 国籍・地域、23 第 30 条の 45 に規定する区分、24 在留資格、25 在留カード等の番号、26 在留期間等、27 在留期間等の満了の日	
記録範囲	尼崎市に住民登録した者 除票に関しては死亡・転出等で除かれてから 150 年間	
記録情報の収集方法	住民異動届、戸籍届出、他市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	兵庫県知事	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号 （手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル ☑有　　□　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	印鑑登録情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部市民課、市民窓口管理担当、阪神尼崎サービスセンター担当、JR 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録証明書の発行に利用する。	
記録項目	１住所、２氏名、３生年月日、４印鑑登録番号、５登録年月日、６除印年月日、７印影、８印鑑登録証再交付年月日、９照会番号、10 申請日、11 回答期限目	
記録範囲	印鑑登録者及び印鑑登録照会手続き中の者並びに印鑑登録を廃止した者	
記録情報の収集方法	本人から提出される印鑑登録申請書又は印鑑登録廃止申請書、住民基本台帳ファイルからの連携により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル ☑　有　　□　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍情報ファイル
行政機関等の名称	尼崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部市民課、市民窓口管理担当、阪神尼崎サービスセンター担当、JR尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター
個人情報ファイルの利用目的	戸(除)籍の全部・個人・一部事項証明書及び受理証明書並びに火葬許可証の発行に利用する。
記録項目	１本籍、２筆頭者氏名、３氏の振り仮名、４父母の氏名、５父母との続柄、６配偶者区分、７名、８出生年月日 〈戸籍事項〉９新戸籍の編製に関する事項、10氏の変更に関する事項、11転籍に関する事項、12戸籍の全部の消除に関する事項、13戸籍の全部に係る訂正に関する事項、14戸籍の再製又は改製に関する事項 〈身分事項〉15出生に関する事項(子)、16認知に関する事項(父及び子)、17養子縁組又はその離縁に関する事項(養親及び養子)、18 特別養子縁組又はその離縁に関する事項(養子及び養親)、19 婚姻又は離婚に関する事項(夫及び妻)、20 離婚の際に称していた氏を称することに関する事項(その氏を称した者)、21 親権又は未成年者の後見に関する事項(未成年者)、22 死亡又は失踪に関する事項(死亡者又は失踪者)、23 生存配偶者の復氏又は姻族関係の終了に関する事項(生存配偶者)、24 推定相続人の廃除に関する事項(廃除された者)、25 入籍に関する事項(入籍者)、26 分籍に関する事項(分籍者)、27 国籍の得喪に関する事項(国籍を取得し、又は喪失した者)、28 日本の国籍の選択宣言又は外国の国籍の喪失に関する事項、29 氏の変更(戸107-2～107-4)に関する事項(氏を変更した者)、30 名の変更に関する事項(名又は名の振り仮名を変更した者)、31 就籍に関する事項(就籍者)、32 性別の取扱の変更に関する事項(変更の裁判を受けた者)、33 身分証明事務に関する事項
記録範囲	本籍を有する者及び戸籍届出をした者
記録情報の収集方法	戸籍届出、報告、申請、嘱託、請求
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む

記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目23番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑　法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□　法第60条第２項第２号 （手作業処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑　有　　□　無	
備　　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍附票ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部市民課、市民窓口管理担当、阪神尼崎サービスセンター担当、JR 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	附票登録事務及び戸籍附票の証明書の発行	
記録項目	１本籍地、２筆頭者氏名、３筆頭者住所(履歴含む)、４構成員氏名、５構成員住所(履歴含む)、６異動事由、７住定日(履歴含む)、８記載事由、９作成・改製年月日、10 届出年月日、11 在外選挙人名簿登録市町村名、12 在外選挙人名簿登録日、13 在外選挙人名簿抹消日、14 生年月日、15 性別、16 住民票コード、17 氏名の振り仮名	
記録範囲	尼崎市に本籍を置く者	
記録情報の収集方法	尼崎市が本籍地の市民から提出される住民異動届及び戸籍届出、職権(住居表示、実態調査等)、他自治体からの通知(附票記載事項通知、住民票記載事項通知)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名　称) 総務局法務部公文書管理・統計担当	
	(所在地) 尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第 60 条第２項第１号 (電算処理ファイル)	□ 法第 60 条第２項第２号 (手作業処理ファイル)
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □ 有　☑ 無	
備考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード関係管理簿	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部マイナンバーカード交付担当	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード交付の管理事務のため	
記録項目	１管理番号、２氏名、３生年月日、４交付日、５その他備考	
記録範囲	尼崎市に住民登録を有し、マイナンバーカードを交付する者（マイナンバーカードカード交付申請時に尼崎市に住民票を有し、現在は有しない者も含む）	
記録情報の収集方法	本人からの申請及び地方公共団体情報システム機構から受領した個人番号カード交付通知書発行一覧データに職員が交付状況等を入力	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	介護保険システム	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、ＪＲ尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険業務の円滑な運営に資することを目的とし、介護保険料などの管理	
記録項目	1 被保険者の氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 世帯構成員、6 被保険者番号、7 第１号被保険者、第２号被保険者の別、8 被保険者資格の取得・喪失日、9 理由、10 第２号被保険者については保険者番号、11 保険者名称、12 被保険者記号番号、13 介護保険料の賦課状況、14 介護保険で必要な個人及び世帯の所得状況、15 年金からの保険料天引き（特別徴収）情報、16 個人で保険料を納める（普通徴収）情報、17 公示送達の有無、18 生活保護情報で市町村名、19 受給の開始・廃止日、20 老齢福祉年金受給状況、21 個人保険料の算式、22 保険料減免の事由及び減免額、23 介護保険に関する書類の送付先及び届出年月日・届出者氏名、24 転出先住所、25 被保険者証交付状況、26 要介護・支援区分、27 認定日、28 有効期間などの認定情報、29 訪問調査、主治医意見書の進捗状況、30 適用除外情報、31 旧措置者状況、32 保険料収納状況、33 保険料納付承継人情報、34 保険料滞納者情報	
記録範囲	６５歳以上の高齢者等	
記録情報の収集方法	職権調査による市民課、市民税課などからの情報や本人から提出される介護保険認定申請書など	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童手当受給資格者ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、JR 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当受給資格の状況確認を行うために利用する。	
記録項目	１住所（受給資格者、配偶者、児童）、２氏名（受給資格者、配偶者、児童）、３生年月日（受給資格者、配偶者、児童）、４性別（受給資格者、配偶者、児童）、５年金区分、６配偶者の職業、７現況情報（提出日、判定日）、８振込み金融機関、９連絡先、１０児童手当の種類（区分）、１１申請日、１２申請理由、１３認定日、１４消滅日、１５所得状況（受給資格者、配偶者）、１６支払状況、１７支払改定状況、１８病歴及び拘禁状況	
記録範囲	児童手当の申請等に係る関係書類を提出した者	
記録情報の収集方法	請求者から提出される児童手当の申請等に係る関係書類により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市・県民税課税情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、ＪＲ尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税の課税状況の確認に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 宛名異動情報、7 課税年度、8 通知書番号、9 納税告知年月日、10 税額、11 納期限、12 課税区分、13 調定異動区分、14 申告区分、15 扶養親族該当区分、16 本人該当区分、17 所得、18 控除、19 課税標準額、20 続柄区分、21 申告書発送区分、22 減免区分、23 就職年月日、24 退職年月日、25 配偶者の合計所得、26 個人番号、27 法人番号	
記録範囲	市・県民税課税対象者（申告による非課税対象者を含む）	
記録情報の収集方法	特別徴収義務者から提出された給与支払報告書、本人からの申告書、税務署からの確定申告書の写し、日本年金機構からの年金支給者リストにより収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □ 有　☑ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税（償却資産）課税情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、ＪＲ尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税（償却資産）の課税状況の確認に利用する。	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日、４電話番号、５宛名異動情報、６課税年度、７通知書番号、８照会番号、９納税告知年月日、１０税額、１１納期限、１２調定異動区分、１３種類別取得価額及び合計、１４種類別評価額及び合計、１５種類別理論帳簿価額及び合計、１６種類別決定価格及び合計、１７種類別特例控除対象課税標準額及び合計、１８種類別控除後課税標準額及び合計、１９帳簿価額及び合計、２０種類別前年取得価額、２１種類別前年中減少取得価額、２２種類別前年中増加取得価額、２３種類別件数及び合計、２４資産の名称、２５資産の数量、２６資産の取得年月日、２７資産の取得価額、２８資産の耐用年数、２９評価額、３０理論帳簿価額、３１特例適用の有無、３２減免適用の有無、３３非課税資産の有無、３４課税標準額、３５個人番号、３６法人番号	
記録範囲	償却資産の所有者	
記録情報の収集方法	納税義務者からの申告書、実地調査及び減免申請書により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、ＪＲ尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の課税状況の確認に利用する。	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日、４電話番号、５宛名異動情報、６課税年度、７通知書番号、８照会番号、９納税告知年月日、１０税額、１１納期限、１２課税区分、１３調定異動区分、１４所在地番、１５地目、１６地積、１７画地番号、１８比準単価、１９基準単価、２０間口の長さ、２１奥行の長さ、２２正面の路線番号、２３側方の路線番号、２４二方の路線番号、２５補正の有無、２６床面積、２７家屋番号、２８種類構造、２９階層、３０新築減額対象面積、３１特例対象面積、３２減免対象面積、３３再建築評点数、３４建築年、３５評価額、３６課税標準額、３７土地・家屋別の評価額、３８土地・家屋別の課税標準額、３９小規模の地積、４０大規模の地積、４１非住宅の地積、４２登記年月日、４３原因年月日、４４共有者の持分、４５個人番号、４６法人番号	
記録範囲	土地、家屋の所有者	
記録情報の収集方法	法務局からの通知、実地調査、家屋名義変更及び減免申請書により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、ＪＲ尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の課税状況の確認に利用する。	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日、４宛名異動情報、５電話番号、６課税年度、７通知書番号、８納税告知年月日、９税額、１０納期限、１１課税区分、１２調定異動区分、１３標識番号（登録番号）、１４取得年月日、１５廃車年月日、１６車名、１７車体番号（車台番号）、１８型式、１９総排気量又は定格出力、２０リース車両区分、２１主たる定置場、２２標識再発行理由区分、２３標識再発行年月日、２４標識返納区分、２５車両異動区分、２６車両異動年月日、２７減免申請年月日、２８個人番号、２９法人番号、３０初度検査年月、３１重課判定区分、３２軽課判定区分、３３減免開始理由コード	
記録範囲	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下、「軽自動車等」という。）の納税義務者	
記録情報の収集方法	本人から提出される軽自動車税申告書（新規、移転、抹消）、軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、軽自動車税減免申請書または地方公共団体情報提供システム（Ｊ－ＬＩＳ）から提供される情報により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市税等滞納整理情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、ＪＲ尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	市税等滞納状況の確認に利用する	
記録項目	１住所、２氏名、３性別、４生年月日、５電話番号、６宛名番号、７税目、課税年度、通知書番号、８課税状況、９納税状況、１０折衝履歴、１１分割納付の内容、１２滞納税の内容、１３滞納処分の有無、１４差押（交付要求）の内容、１５収入方法、１６納付した金融機関、１７口座情報、１８過誤納内容、１９還付・充当	
記録範囲	市税等滞納者	
記録情報の収集方法	納税義務者からの申告、財産調査等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局税務管理部税務管理課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の課税に利用する。	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日、４宛名異動情報、５電話番号、６課税年度、７通知書番号、８納税告知年月日、９税額、１０納期限、１１課税区分、１２調定異動区分、１３標識番号（登録番号）、１４取得年月日、１５廃車年月日、１６車名、１７車体番号（車台番号）、１８型式、１９総排気量又は定格出力、２０リース車両区分、２１主たる定置場、２２標識再発行理由区分、２３標識再発行年月日、２４標識返納区分、２５車両異動区分、２６車両異動年月日、２７減免申請年月日、２８個人番号、２９法人番号、３０初度検査年月、３１重課判定区分、３２軽課判定区分、３３減免開始理由コード	
記録範囲	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下、「軽自動車等」という。）の納税義務者	
記録情報の収集方法	本人から提出される軽自動車税申告書（新規、移転、抹消）、軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、軽自動車税減免申請書または地方公共団体情報提供システム（Ｊ－ＬＩＳ）から提供される情報により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税（償却資産）課税情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局税務管理部資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税（償却資産）の課税に利用する。	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日、４電話番号、５宛名異動情報、６課税年度、７通知書番号、８照会番号、９納税告知年月日、１０税額、１１納期限、１２調定異動区分、１３種類別取得価額及び合計、１４種類別評価額及び合計、１５種類別理論帳簿価額及び合計、１６種類別決定価格及び合計、１７種類別特例控除対象課税標準額及び合計、１８種類別控除後課税標準額及び合計、１９帳簿価額及び合計、２０種類別前年取得価額、２１種類別前年中減少取得価額、２２種類別前年中増加取得価額、２３種類別件数及び合計、２４資産の名称、２５資産の数量、２６資産の取得年月日、２７資産の取得価額、２８資産の耐用年数、２９評価額、３０理論帳簿価額、３１特例適用の有無、３２減免適用の有無、３３非課税資産の有無、３４課税標準額、３５個人番号、３６法人番号	
記録範囲	償却資産の所有者	
記録情報の収集方法	納税義務者からの申告書、実地調査及び減免申請書、特例申告書により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	－	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局税務管理部資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の課税に利用する。	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日、４電話番号、５宛名異動情報、６課税年度、７通知書番号、８照会番号、９納税告知年月日、１０税額、１１納期限、１２課税区分、１３調定異動区分、１４所在地番、１５地目、１６地積、１７画地番号、１８比準単価、１９基準単価、２０間口の長さ、２１奥行の長さ、２２正面の路線番号、２３側方の路線番号、２４二方の路線番号、２５補正の有無、２６床面積、２７家屋番号、２８種類構造、２９階層、３０新築減額対象面積、３１特例対象面積、３２減免対象面積、３３再建築評点数、３４建築年、３５評価額、３６課税標準額、３７土地・家屋別の評価額、３８土地・家屋別の課税標準額、３９小規模の地積、４０大規模の地積、４１非住宅の地積、４２登記年月日、４３原因年月日、４４共有者の持分、４５個人番号、４６法人番号	
記録範囲	土地、家屋の所有者	
記録情報の収集方法	法務局からの通知、実地調査、家屋名義変更及び減免申請書により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市・県民税課税情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局税務管理部市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税の課税に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 宛名異動情報、7 課税年度、8 通知書番号、9 納税告知年月日、10 税額、11 納期限、12 課税区分、13 調定異動区分、14 申告区分、15 扶養親族該当区分、16 本人該当区分、17 所得、18 控除、19 課税標準額、20 続柄区分、21 申告書発送区分、22 減免区分、23 就職年月日、24 退職年月日、25 配偶者の合計所得、26 個人番号、27 法人番号	
記録範囲	市・県民税課税対象者（申告による非課税対象者を含む）	
記録情報の収集方法	特別徴収義務者から提出された給与支払報告書、本人からの申告書、税務署からの確定申告書の写し、日本年金機構からの年金支給者リストにより収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☑含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □ 有　☑ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市税等収入情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局税務管理部納税第１課、納税第２課	
個人情報ファイルの利用目的	市税及び附帯金の収入、過誤納並びに口座の情報管理に利用する。	
記録項目	１氏名、２住所、３税目、課税年度、通知書番号、４税額（年税額、期別税額）、５納期限、６収入額（本税、延滞金、督促手数料）、７収入年月日、８納付書の種類、９収入方法、１０納付した金融機関、１１過誤納額（本税、督促手数料、延滞金）、１２過誤納額発生年月日、１３過誤納通知番号、１４過誤納発生理由、１５還付・充当の区別、１６還付（または充当）額（本税、督促手数料、延滞金、還付加算金）、１７還付（または充当）年月日、１８充当先の通知書番号、１９過誤納処理内容、２０金融機関名称、２１口座情報（銀行支店名、預金種別、口座番号、口座名義人）、２２口座振替開始・廃止年期、２３口座振替請求・結果情報	
記録範囲	市税等納税義務者	
記録情報の収集方法	納税義務者からの申告、収納情報については収納機関からの納付済通知書等の提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市税等滞納整理情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局税務管理部納税第１課、納税第２課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等滞納整理に利用する	
記録項目	１住所、２氏名、３性別、４生年月日、５電話番号、６宛名番号、７税目、課税年度、通知書番号、８課税状況、９納税状況、１０折衝履歴、１１分割納付の内容、１２滞納税の内容、１３滞納処分の有無、１４差押（交付要求）の内容、１５収入方法、１６納付した金融機関、１７口座情報、１８過誤納内容、１９還付・充当	
記録範囲	市税等滞納者	
記録情報の収集方法	納税義務者からの申告、財産調査等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		